

※この法令は廃止されています。  
平成二十六年内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号

産業競争力強化法施行規則

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）及び産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）の規定に基づき、並びにこれらの法令を実施するため、産業競争力強化法施行規則を次のように定める。

目次

第一章 総則（第一条―第四条）  
第二章 新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進（第五条―第十一条）

第三章 事業再編の円滑化

第一節 事業再編計画（第十二条―第十六条）  
第二節 特定事業再編計画（第十七条―第二十一条）

第三節 特例措置（第二十二條―第四十条）

第四章 創業等の支援及び中小企業承継事業再生の円滑化  
第一節 創業支援事業計画（第四十一条―第四十五条）  
第二節 中小企業承継事業再生計画（第四十六条―第五十二条）

第五章 雑則（第五十三条―第五十八条）

附則

第一章 総則

（用語の定義）

第一条 この命令において使用する用語は、産業競争力強化法（以下「法」という。）及び産業競争力強化法施行令（第四十条において「令」という。）において使用する用語の例による。（主務省令で定める新たな事業活動）

第二条 法第二条第三項の主務省令で定める新たな事業活動は、新商品の開発又は生産、新たな業務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動のうち、当該新たな事業活動を通じて、生産性（資源生産性）（エネルギーの使用又は鉱物資源の使用（エネルギー）を含む。）の向上又は新たな需要の開拓が見込まれるものであって、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないものをいう。

（関係事業者に関する主務省令で定める関係）  
第三条 法第二条第八項の主務省令で定める関係は、次の各号のいずれかに該当する関係とする。  
一 他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式又は出資を事業者が有する関係  
二 次のイ又はロに該当し、かつ、他の事業者の従業員の総数の二分の一以上を事業者の役員又は職員が占める関係（ロに該当するもののうち、当該事業者が第三の事業者（当該事業者及び当該他の事業者以外の事業者をいう。以下この号において同じ。）と共同して金銭以外の資産の出資により設立した当該他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額を当該事業者及び当該第三の事業者が有する場合にあっては、当該他の事業者の従業員の総数のうちに当該事業者の役員又は職員の占める割合が、当該他の事業者の従業員の総数のうち他のいずれか一の事業者の役員又は職員の占める割合以上である関係）  
イ 当該他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の四十以上百分の五十未満に相当する数又は額の株式又は出資を当該事業者が有していること。  
ロ 当該事業者の有する当該他の事業者の発行済株式の数、出資口数又は出資価額が、当該他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の二十以上百分の四十未満であつて、かつ、他のいずれか一の事業者が有する当該他の事業者の発行済株式の数、出資口数又は出資価額以上であること。  
三 他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式又は出資を、子会社（事業者が第一号に規定する関係又は前号イ若しくはロに該当し、かつ、従業員の総数の二分の一以上を当該事業者の役員又は職員が占める関係を有している他の事業者をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は子会社及び当該事業者が有する関係  
四 次のイ又はロに該当し、かつ、他の事業者の従業員の総数の二分の一以上を子会社又は子

会社及び当該事業者の役員又は職員が占める関係  
イ 当該他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の四十以上百分の五十未満に相当する数又は額の株式又は出資を子会社又は子会社及び当該事業者が有していること。  
ロ 子会社又は子会社及び当該事業者の有する当該他の事業者の発行済株式の数、出資口数又は出資価額が、当該他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の百分の二十以上百分の四十未満であつて、かつ、他のいずれか一の事業者が有する当該他の事業者の発行済株式の数、出資口数又は出資価額以上であること。

（外国関係法人に関する主務省令で定める関係）  
第四条 法第二条第九項の主務省令で定める関係は、次の各号のいずれかに該当する関係とする。  
一 外国法人の発行済株式若しくは持分又はこれらに類似するもの（以下この条において「株式等」という。）の総数又は総額の百分の五十以上を相当する数又は額の株式等を事業者が有する関係  
二 次のイ又はロに該当し、かつ、外国法人の役員その他これに相当する者（以下この条において「役員等」という。）の総数の二分の一以上を事業者の役員又は職員が占める関係  
イ 当該外国法人の株式等の総数又は総額の百分の四十以上百分の五十未満に相当する数又は額の株式等を当該事業者が有していること。  
ロ 当該事業者の有する当該外国法人の株式等の数又は額は額が、当該外国法人の株式等の総数又は総額の百分の二十以上百分の四十未満であつて、かつ、他のいずれか一の事業者が有する当該外国法人の株式等の数又は額は額以上であること。

三 外国法人の株式等の総数又は総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式等を、子会社若しくは外国子会社（事業者が前二号に規定する関係を有する場合における当該各号の外国法人をいう。以下この条において「子会社等」という。）又は子会社等及び当該事業者が有する関係  
四 次のイ又はロに該当し、かつ、外国法人の役員等の総数の二分の一以上を、子会社等又

は子会社等及び当該事業者の役員等又は職員が占める関係  
イ 当該外国法人の株式等の総数又は総額の百分の四十以上百分の五十未満に相当する数又は額の株式等を、子会社等又は子会社等及び当該事業者が有していること。  
ロ 子会社等又は子会社等及び当該事業者の有する当該外国法人の株式等の数又は額は額が、当該外国法人の株式等の総数又は総額の百分の二十以上百分の四十未満であつて、かつ、他のいずれか一の事業者が有する当該外国法人の株式等の数又は額は額以上であること。

第二章 新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進  
第五条 法第八条第一項の規定により新たな規制の特例措置の適用を受けて新事業活動を実施しようとする者は、当該新たな規制の特例措置の整備を求めるときは、当該新たな規制の特例措置の内容その他の事項を記載した様式第一による要望書及びその写し各一通を主務大臣に提出しなければならない。  
二 以上の主務大臣に要望書を提出する場合には、様式第一による要望書及びその写しを、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該要望書は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

法第八条第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めに係る新たな規制の特例措置がその所管する法律、政令又は主務省令により規定された規制についての特例に関する措置を求めるときは、当該新たな規制の特例措置を踏まえた新たな規制の特例措置を講ずる必要があると認めるときは、第一項の要望書及びその写しの提出を受けた日から原則として一月以内に、講ずることとする新たな規制の特例措置の内容その他の事項を記載した様式第二による通知書を当該求めをした者に交付するとともに、様式第三により、当該新たな規制の特例措置の内容を公表するものとする。

法第八条第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずる必要がないと認めるときは、第一項の要望書及びその写しの提出を受けた日か

は子会社等及び当該事業者の役員等又は職員が占める関係  
イ 当該外国法人の株式等の総数又は総額の百分の四十以上百分の五十未満に相当する数又は額の株式等を、子会社等又は子会社等及び当該事業者が有していること。  
ロ 子会社等又は子会社等及び当該事業者の有する当該外国法人の株式等の数又は額は額が、当該外国法人の株式等の総数又は総額の百分の二十以上百分の四十未満であつて、かつ、他のいずれか一の事業者が有する当該外国法人の株式等の数又は額は額以上であること。

第二章 新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進  
第五条 法第八条第一項の規定により新たな規制の特例措置の適用を受けて新事業活動を実施しようとする者は、当該新たな規制の特例措置の整備を求めるときは、当該新たな規制の特例措置の内容その他の事項を記載した様式第一による要望書及びその写し各一通を主務大臣に提出しなければならない。  
二 以上の主務大臣に要望書を提出する場合には、様式第一による要望書及びその写しを、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該要望書は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

法第八条第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めに係る新たな規制の特例措置がその所管する法律、政令又は主務省令により規定された規制についての特例に関する措置を求めるときは、当該新たな規制の特例措置を踏まえた新たな規制の特例措置を講ずる必要があると認めるときは、第一項の要望書及びその写しの提出を受けた日から原則として一月以内に、講ずることとする新たな規制の特例措置の内容その他の事項を記載した様式第二による通知書を当該求めをした者に交付するとともに、様式第三により、当該新たな規制の特例措置の内容を公表するものとする。

法第八条第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずる必要がないと認めるときは、第一項の要望書及びその写しの提出を受けた日か

は子会社等及び当該事業者の役員等又は職員が占める関係  
イ 当該外国法人の株式等の総数又は総額の百分の四十以上百分の五十未満に相当する数又は額の株式等を、子会社等又は子会社等及び当該事業者が有していること。  
ロ 子会社等又は子会社等及び当該事業者の有する当該外国法人の株式等の数又は額は額が、当該外国法人の株式等の総数又は総額の百分の二十以上百分の四十未満であつて、かつ、他のいずれか一の事業者が有する当該外国法人の株式等の数又は額は額以上であること。

第二章 新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進  
第五条 法第八条第一項の規定により新たな規制の特例措置の適用を受けて新事業活動を実施しようとする者は、当該新たな規制の特例措置の整備を求めるときは、当該新たな規制の特例措置の内容その他の事項を記載した様式第一による要望書及びその写し各一通を主務大臣に提出しなければならない。  
二 以上の主務大臣に要望書を提出する場合には、様式第一による要望書及びその写しを、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該要望書は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

法第八条第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めに係る新たな規制の特例措置がその所管する法律、政令又は主務省令により規定された規制についての特例に関する措置を求めるときは、当該新たな規制の特例措置を踏まえた新たな規制の特例措置を講ずる必要があると認めるときは、第一項の要望書及びその写しの提出を受けた日から原則として一月以内に、講ずることとする新たな規制の特例措置の内容その他の事項を記載した様式第二による通知書を当該求めをした者に交付するとともに、様式第三により、当該新たな規制の特例措置の内容を公表するものとする。

法第八条第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずる必要がないと認めるときは、第一項の要望書及びその写しの提出を受けた日か

は子会社等及び当該事業者の役員等又は職員が占める関係  
イ 当該外国法人の株式等の総数又は総額の百分の四十以上百分の五十未満に相当する数又は額の株式等を、子会社等又は子会社等及び当該事業者が有していること。  
ロ 子会社等又は子会社等及び当該事業者の有する当該外国法人の株式等の数又は額は額が、当該外国法人の株式等の総数又は総額の百分の二十以上百分の四十未満であつて、かつ、他のいずれか一の事業者が有する当該外国法人の株式等の数又は額は額以上であること。

第二章 新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進  
第五条 法第八条第一項の規定により新たな規制の特例措置の適用を受けて新事業活動を実施しようとする者は、当該新たな規制の特例措置の整備を求めるときは、当該新たな規制の特例措置の内容その他の事項を記載した様式第一による要望書及びその写し各一通を主務大臣に提出しなければならない。  
二 以上の主務大臣に要望書を提出する場合には、様式第一による要望書及びその写しを、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該要望書は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

法第八条第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めに係る新たな規制の特例措置がその所管する法律、政令又は主務省令により規定された規制についての特例に関する措置を求めるときは、当該新たな規制の特例措置を踏まえた新たな規制の特例措置を講ずる必要があると認めるときは、第一項の要望書及びその写しの提出を受けた日から原則として一月以内に、講ずることとする新たな規制の特例措置の内容その他の事項を記載した様式第二による通知書を当該求めをした者に交付するとともに、様式第三により、当該新たな規制の特例措置の内容を公表するものとする。

法第八条第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずる必要がないと認めるときは、第一項の要望書及びその写しの提出を受けた日か

は子会社等及び当該事業者の役員等又は職員が占める関係  
イ 当該外国法人の株式等の総数又は総額の百分の四十以上百分の五十未満に相当する数又は額の株式等を、子会社等又は子会社等及び当該事業者が有していること。  
ロ 子会社等又は子会社等及び当該事業者の有する当該外国法人の株式等の数又は額は額が、当該外国法人の株式等の総数又は総額の百分の二十以上百分の四十未満であつて、かつ、他のいずれか一の事業者が有する当該外国法人の株式等の数又は額は額以上であること。

第二章 新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進  
第五条 法第八条第一項の規定により新たな規制の特例措置の適用を受けて新事業活動を実施しようとする者は、当該新たな規制の特例措置の整備を求めるときは、当該新たな規制の特例措置の内容その他の事項を記載した様式第一による要望書及びその写し各一通を主務大臣に提出しなければならない。  
二 以上の主務大臣に要望書を提出する場合には、様式第一による要望書及びその写しを、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該要望書は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

法第八条第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めに係る新たな規制の特例措置がその所管する法律、政令又は主務省令により規定された規制についての特例に関する措置を求めるときは、当該新たな規制の特例措置を踏まえた新たな規制の特例措置を講ずる必要があると認めるときは、第一項の要望書及びその写しの提出を受けた日から原則として一月以内に、講ずることとする新たな規制の特例措置の内容その他の事項を記載した様式第二による通知書を当該求めをした者に交付するとともに、様式第三により、当該新たな規制の特例措置の内容を公表するものとする。

法第八条第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずる必要がないと認めるときは、第一項の要望書及びその写しの提出を受けた日か

ら原則として一月以内に、その旨及びその理由を記載した様式第四による通知書を当該求めをした者に交付するものとする。

5 法第八条第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置の整備についての検討の状況に照らし、前二項に規定する期間内に各項の通知書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該通知書を交付するまでの間一月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を第一項の規定による求めをした者に通知するものとする。

6 法第八条第三項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、当該要請を踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることとするときは、第一項の主務大臣が要望書及びその写しの提出を受けた日から原則として一月以内に、講ずることとする新たな規制の特例措置の内容その他の事項を様式第二による通知書に記載し、これを主務大臣に送付するものとする。この場合において、主務大臣は、当該通知書を第一項の規定による求めをした者に交付するものとする。

7 前項の関係行政機関の長は、同項の主務大臣による通知書の交付後、遅滞なく、様式第三により、講ずることとする新たな規制の特例措置の内容を公表するものとする。

8 法第八条第三項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、当該要請を踏まえた新たな規制の特例措置を講じないこととするときは、第一項の規定により主務大臣が要望書及びその写しの提出を受けた日から原則として一月以内に、その旨及びその理由を様式第四による通知書に記載し、これを主務大臣に送付するものとする。この場合において、主務大臣は、当該通知書を第一項の規定による求めをした者に交付するものとする。

9 法第八条第三項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、当該要請を踏まえた新たな規制の特例措置の整備についての検討の状況に照らし、第六項及び前項に規定する期間内に各項の通知書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該通知書を交付するまでの間一月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を主務大臣に通知するものとする。この場合において、主務大臣は、その通知の内容を第一項の規定による求めをした者に通知するものとする。

(解釈及び適用の確認に係る手続)  
第六条 法第九条第一項の規定により新事業活動を実施しようとする者は、その実施しようとする新事業活動又はこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令(告示を含む。)の規定の解釈又は当該新事業活動若しくはこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、その確認を求めるときは、当該規定の内容その他の事項を記載した様式第五による照会書及びその写し各一通を主務大臣に提出しなければならない。

2 二以上の主務大臣に照会書を提出する場合には、様式第五による照会書及びその写しを、いづれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該照会書は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

3 法第九条第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めに係る解釈及び適用の有無の確認がその所管する法律及び法律に基づく命令に関するものであるときは、第一項の照会書及びその写しの提出を受けた日から原則として一月以内に、当該求めに係る解釈及び適用の有無について記載した様式第六による回答書を当該求めをした者に交付するものとする。

4 法第九条第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めに係る解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、前項に規定する期間内に同項の回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間一月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を当該求めをした者に通知するものとする。

5 法第九条第三項の規定による求めを受けた関係行政機関の長は、第一項の規定により主務大臣が照会書及びその写しの提出を受けた日から原則として一月以内に、当該求めに係る解釈及び適用の有無について様式第六による回答書に記載し、これを主務大臣に送付するものとする。この場合において、主務大臣は、当該回答書を第一項の規定による求めをした者に交付するものとする。

6 法第九条第三項の規定による求めを受けた関係行政機関の長は、当該求めに係る解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、前項

に規定する期間内に同項の回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間一月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を主務大臣に通知するものとする。この場合において、主務大臣は、その通知の内容を第一項の規定による求めをした者に通知するものとする。

(新事業活動計画の認定の申請)  
第七条 法第十条第一項の規定により新事業活動計画の認定を受けようとする者(次項 第三項及び次条第一項において「申請者」という。)は、様式第七による申請書及びその写し各一通を、主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しの提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。  
一 申請者が法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)である場合においては、次に掲げる書類  
イ 定款の写し又はこれに準ずるもの及び登記事項証明書(その法人の登記がある場合に限り。)に限る。  
ロ 直近の事業報告の写し、売上台帳の写し、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの)  
二 申請者が個人である場合においては、住民票の謄本若しくは抄本又はこれに準ずるもの並びに資産、負債、所得その他についての状況を明らかにすることができる書類

3 申請者が法第十三条の規定による独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う債務の保証を受けて新事業活動の実施に必要な資金を調達しようとする場合においては、前項各号に掲げる書類に加え、当該新事業活動計画の実施に必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類を添付しなければならない。

4 二以上の主務大臣に申請書を提出する場合には、様式第七による申請書及びその写しを、いづれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該申請書は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

5 第一項の認定の申請に係る新事業活動計画の実施期間は、原則として五年を超えないものとし、当該期間を超えて事業を継続する場合にあ

つては、第九条(第六項を除く。)の規定に基づき新たな期間に関する新事業活動計画の変更の認定を受けなければならない。

(新事業活動計画の認定)  
第八条 主務大臣は、法第十条第一項の規定により新事業活動計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第四項の定めを照らしその内容を審査し、当該新事業活動計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第10条第1項の規定に基づき同法第2条第3項に規定する新事業活動を行う者として認定する。」  
2 主務大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第八による通知書を当該申請者に交付するものとする。  
3 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、様式第九により、当該認定の日付、当該認定新事業活動実施者の名称及び当該認定新事業活動計画の内容を公表するものとする。

(認定新事業活動計画の変更に係る認定の申請及び認定)  
第九条 認定新事業活動計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第十一条第一項の認定を要しないものとする。

2 法第十一条第一項の規定により新事業活動計画の変更の認定を受けようとする認定新事業活動実施者は、様式第十による申請書及びその写し各一通を主務大臣に提出しなければならない。  
3 前項の申請書及びその写しの提出は、認定新事業活動計画の写しを添付して行わなければならない。

4 二以上の主務大臣に申請書を提出する場合には、様式第十による申請書及びその写しを、いづれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該申請書は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

5 主務大臣は、第二項の変更の認定の申請に係る新事業活動計画の提出を受けた場合において、速やかに法第十条第四項の定めを照らしその内容を審査し、当該新事業活動計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から

原則として一月以内に、当該変更の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として当該認定新事業活動実施者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第11条第1項の規定に基づき認定する。」

6 第二項の変更の認定の申請に係る新事業活動計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定新事業活動計画に従って新事業活動を実施した期間を含め、五年を超えないものとする。

7 主務大臣は、第五項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十一による通知書を当該認定新事業活動実施者に交付するものとする。

8 主務大臣は、第五項の変更の認定をしたときは、様式第十二により、当該認定の日付、当該認定新事業活動実施者の名称及び当該認定新事業活動計画の内容を公表するものとする。

(認定新事業活動計画の変更の指示)  
第十條 主務大臣は、法第十一條第三項の規定により認定新事業活動計画の変更を指示するときは、その旨及びその理由を記載した様式第十三による書面を当該変更の指示を受ける認定新事業活動実施者に交付するものとする。

(認定新事業活動計画の取消)  
第十一條 主務大臣は、法第十一條第二項又は第三項の規定により認定新事業活動計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十四による書面を当該認定が取り消される認定新事業活動実施者に交付するものとする。

2 主務大臣は、認定新事業活動計画の認定を取り消したときは、様式第十五により、当該取消の日付、当該認定を取り消された者の名称及び当該取消の理由を公表するものとする。

第三章 事業再編の円滑化  
第一節 事業再編計画  
第十二條 (事業再編計画の認定の申請)  
法第二十四條第一項の規定により事業再編計画の認定を受けようとする事業者(次条第一項において「申請者」という。)は、様式第十六による申請書及びその写し各一通を、主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しの提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。  
一 当該事業者(事業再編計画に現に事業を営んでいる関係事業者又は外国関係法人が当該

事業者の事業再編のために行う措置に関する計画が含まれる場合には、当該関係事業者又は当該外国関係法人を含む。以下この項において同じ。)の定款の写し又はこれに準ずるもの及び当該事業者が登記をしている場合には、当該登記に係る登記事項証明書

二 当該事業者の直近の事業報告の写し、売上台帳の写し、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの)

三 当該事業再編計画を実施することにより、生産性が相当程度向上することを示す書類  
四 当該事業再編計画を実施することにより、財務内容の健全性が向上することを示す書類  
五 当該事業再編計画の実施に必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類

六 当該事業再編計画が従業員の地位を不当に害するものではないことを証する書類  
七 事業再編計画の円滑かつ確実な実施に資する債権放棄を伴う資金に関する計画(以下この項、第十四条第三項及び第五十四条第三項において「事業再編に係る資金計画」という。)を含む事業再編計画の認定を受けようとする場合においては、前項各号に掲げる書類に加え、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 事業再編に係る資金計画に係る公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第十七条第三項第一号及び第五十四条第五項において同じ。)又は監査法人の報告書

二 事業再編債権者(事業再編に係る資金計画に記載された債権放棄に合意した債権者)のうち、以下この項及び第五十四条第三項において同じ。)の氏名又は名称、金銭消費貸借契約証書その他の原因証書の日付及び債権に相当する金額を示す書類

三 個々の事業再編債権者の債権放棄額及び事業再編債権者間の債権放棄割合に関して記載した書類

四 事業再編債権者との間に当該債権放棄に係る明確な合意があることを証する書類

五 減資その他の株主責任の明確化のための方策を実施することを示す書類

六 当該事業者の事業の継続及び再建を内容とする計画(第五十四条第三項において「事業

再編に関連する再建計画」という。)に係る専門家(債権放棄を受ける事業者の事業の継続及び再建を内容とする計画に係る法律、税務、金融、企業の財務、資産の評価等に関する専門的な知識経験を有する者をいう。)による調査報告書

4 第一項の認定の申請に係る事業再編計画の実施期間は、三年を超えないものとする。  
第十三條 主務大臣は、法第二十四條第一項の規定により事業再編計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第五項の定めを照らしてその内容を審査し、当該事業再編計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内(法第二十八條第一項の規定により主務大臣が公正取引委員会に協議する場合を除く。)に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第24条第1項の規定に基づき同法第2条第11項に規定する事業再編を実施する者として認定する。」

2 主務大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十七による通知書を当該申請者に交付するものとする。

3 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、様式第十八により、当該認定の日付、当該認定事業者の名称及び当該認定事業再編計画の内容を公表するものとする。  
(認定事業再編計画の変更に係る認定の申請及び認定)  
第十四條 認定事業再編計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第二十五條第一項の変更の認定を要しないものとする。

2 法第二十五條第一項の規定に基づき事業再編計画の変更の認定を受けようとする認定事業再編事業者は、様式第十九による申請書及びその写し各一通を主務大臣に提出しなければならない。

3 前項の申請書及びその写しの提出は、認定事業再編計画の写し(変更後の事業再編計画が新たに事業再編に係る資金計画を含むものである場合には、認定事業再編計画の写し及び第十二条第三項各号に掲げる書類)を添付して行わなければならない。

4 第二項の変更の認定の申請に係る事業再編計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認

定事業再編計画に従って事業再編を実施した期間を含め、三年を超えないものとする。

5 主務大臣は、第二項の変更の認定の申請に係る事業再編計画の提出を受けた場合において、速やかに法第二十四條第五項の定めを照らしてその内容を審査し、当該事業再編計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内(法第二十八條第一項の規定により主務大臣が公正取引委員会に協議する場合を除く。)に、当該変更の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として当該認定事業再編事業者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第25条第1項の規定に基づき認定する。」

6 主務大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第二十による通知書を当該認定事業再編事業者に交付するものとする。

7 主務大臣は、第五項の変更の認定をしたときは、様式第二十一により、当該認定の日付、当該認定事業再編事業者の名称及び当該認定事業再編計画の内容を公表するものとする。  
(認定事業再編計画の変更の指示)  
第十五條 主務大臣は、法第二十五條第三項の規定により認定事業再編計画の変更を指示するときは、その旨及びその理由を記載した様式第二十二による書面を当該変更の指示を受ける認定事業再編事業者に交付するものとする。  
(認定事業再編計画の取消)  
第十六條 主務大臣は、法第二十五條第二項又は第三項の規定により認定事業再編計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第二十三による書面を当該認定が取り消される認定事業再編事業者に交付するものとする。

2 主務大臣は、認定事業再編計画の認定を取り消したときは、様式第二十四により、当該取消の日付、当該認定を取り消された事業者の名称及び当該取消の理由を公表するものとする。

第二節 特定事業再編計画  
第十七條 (特定事業再編計画の認定の申請)  
法第二十六條第一項の規定により特定事業再編計画の認定を受けようとする二以上の事業者(次条第一項において「申請者」という。)は、様式第二十五による申請書及びその

写し各一通を、主務大臣に提出しなければなら  
ない。

2 前項の申請書及びその写しの提出は、次に掲  
げる書類を添付して行わなければならない。

一 当該事業者（特定事業再編計画に現に事業  
を営んでいる完全子会社が当該事業者の特定  
事業再編のために行う措置に関する計画が含  
まれる場合には、当該完全子会社を含む。以  
下この項において同じ。）の定款の写し又は  
これに準ずるもの及び当該事業者が登記をし  
ている場合には、当該登記に係る登記事項証  
明書

二 当該事業者の直近の事業報告の写し、売上  
台帳の写し、貸借対照表及び損益計算書（こ  
れらの書類を作成していない場合には、これ  
らに準ずるもの）

三 当該特定事業再編計画を実施することによ  
り、生産性が著しく向上することを示す書類  
四 当該特定事業再編計画を実施することによ  
り、財務内容の健全性が向上することを示す  
書類

五 当該事業者がそれぞれの経営資源を有効に  
組み合わせて一体的に活用することを示す  
書類

六 当該特定事業再編計画の実施に必要な資金  
の使途及び調達方法についての内訳を記載し  
た書類

七 当該特定事業再編計画が従業員の地位を不  
当に害するものではないことを証する書類

八 特定事業再編計画の円滑かつ確実な実施に資  
する債権放棄を伴う資金に関する計画（以下こ  
の項、第十九条第三項及び第五十四条第三項に  
おいて「特定事業再編に係る資金計画」とい  
う。）を含む特定事業再編計画の認定を受けよ  
うとする場合においては、前項各号に掲げる書  
類に加え、次に掲げる書類を添付しなければな  
らない。

一 特定事業再編に係る資金計画に係る公認会  
計士又は監査法人の報告書

二 特定事業再編債権者（特定事業再編に係る  
資金計画に記載された債権放棄に合意した債  
権者をいう。以下この項及び第五十四条第三  
項において同じ。）の氏名又は名称、金銭消  
費貸借契約証書その他の原因証書の日付及び  
債権に相当する金額を示す書類

三 個々の特定事業再編債権者の債権放棄額及  
び特定事業再編債権者間の債権放棄割合に関  
して記載した書類

四 特定事業再編債権者との間に当該債権放棄  
に係る明確な合意があることを証する書類

五 減資その他の株主責任の明確化のための方  
策を実施することを示す書類

六 当該事業者の事業の継続及び再建を内容と  
する計画（第五十四条第三項において「特定  
事業再編に関連する再建計画」という。）に  
係る専門家（債権放棄を受ける事業者の事業  
の継続及び再建を内容とする計画に係る法  
律、税務、金融、企業の財務、資産の評価等  
に関する専門的な知識経験を有する者をい  
う。）による調査報告書

七 第一項の認定の申請に係る特定事業再編計画  
の実施期間は、十年とする。

第十八条 主務大臣は、法第二十六条第一項の規  
定により特定事業再編計画の提出を受けた場合  
において、速やかに同条第四項の定めを照らし  
てその内容を審査し、当該特定事業再編計画の  
認定をするときは、その提出を受けた日から原  
則として一月以内（法第二十八条第一項の規定  
により主務大臣が公正取引委員会に協議する場  
合を除く。）に、当該認定に係る申請書の正本  
を認定書として申請者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第26条第1項の規定に基  
づき同法第2条第12項に規定する特定事業再  
編を実施する者として認定する。」

2 主務大臣は、前項の認定をしないときは、そ  
の旨及びその理由を記載した様式第二十六によ  
る通知書を当該申請者に交付するものとする。

3 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、様  
式第二十七により、当該認定の日付、当該認定  
特定事業再編事業者の名称及び当該認定特定事  
業再編計画の内容を公表するものとする。

（認定特定事業再編計画の変更に係る認定の申  
請及び認定）

第十九条 認定特定事業再編計画の趣旨の変更を  
伴わない軽微な変更は、法第二十七条第一項の  
変更の認定を要しないものとする。

2 法第二十七条第一項の規定に基づき特定事業  
再編計画の変更の認定を受けようとする認定特  
定事業再編事業者は、様式第二十八による申請  
書及びその写し各一通を主務大臣に提出しなけ  
ればならない。

3 前項の申請書及びその写しの提出は、認定特  
定事業再編計画の写し（変更後の特定事業再編  
計画が新たに特定事業再編に係る資金計画を  
含むものである場合には、認定特定事業再編計画  
の写し及び第十七条第三項各号に掲げる書類）  
を添付して行わなければならない。

4 第二項の変更の認定の申請に係る特定事業再  
編計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前  
の認定特定事業再編計画に従って特定事業再編  
を実施した期間を含め、十年とする。

5 主務大臣は、第二項の変更の認定の申請に係  
る特定事業再編計画の提出を受けた場合におい  
て、速やかに法第二十六条第四項の定めを照ら  
してその内容を審査し、当該特定事業再編計画  
の変更の認定をするときは、その提出を受けた  
日から原則として一月以内（法第二十八条第一  
項の規定により主務大臣が公正取引委員会に協  
議する場合を除く。）に、当該変更の認定に係  
る申請書の正本に次のように記載し、これに記  
名押印し、これを認定書として当該認定特定事  
業再編事業者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第27条第1項の規定に基  
づき認定する。」

6 主務大臣は、前項の認定をしないときは、そ  
の旨及びその理由を記載した様式第二十九によ  
る通知書を当該認定特定事業再編事業者に交付  
するものとする。

7 主務大臣は、第五項の変更の認定をしたとき  
は、様式第三十により、当該認定の日付、当該  
認定特定事業再編事業者の名称及び当該認定特  
定事業再編計画の内容を公表するものとする。

（認定特定事業再編計画の変更の指示）

第二十条 主務大臣は、法第二十七条第三項の規  
定により認定特定事業再編計画の変更を指示す  
るときは、その旨及びその理由を記載した様式  
第三十一による書面を当該変更の指示を受ける  
認定特定事業再編事業者に交付するものとな  
す。

（認定特定事業再編計画の認定の取消し）

第二十一条 主務大臣は、法第二十七条第二項又  
は第三項の規定により認定特定事業再編計画の  
認定を取り消すときは、その旨及びその理由を  
記載した様式第三十二による書面を当該認定が  
取り消される認定特定事業再編事業者に交付す  
るものとする。

2 主務大臣は、認定特定事業再編計画の認定を  
取り消したときは、様式第三十三により、当該  
取消の日付、当該認定を取り消された事業者  
の名称及び当該取消の理由を公表するものと  
する。

第三節 特例措置

（株式の併合に関する特例に係る認定の申請）

第二十二条 法第三十三条第一項の規定による特  
例措置を受けることができる事業再編計画又は  
特定事業再編計画の認定（変更の認定を含む）  
を受けようとする事業者は、第十二条第二項各  
号若しくは第十四条第三項又は第十七条第二項  
各号若しくは第十九条第三項の書類に加え、資  
本金、資本準備金又は利益準備金（第一号にお  
いて「資本金等」という。）の額の減少と同時に  
行う株式の併合が法第三十三条第一項各号の  
いずれにも該当することを示す書類を添付しな  
ければならない。この場合において、当該書類  
には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 資本金等の額の減少と同時に  
二 単元の株式の数の減少又はその数の廃止  
の内容

（会社が発行済株式の全部を有する株式会社  
に準ずるものとして主務省令で定める法人）

第二十三条 法第三十四条第一項の主務省令で定  
める法人は、次のいずれかに掲げるものとな  
す。

一 法第三十四条第一項の認定特定事業再編事業者  
である株式会社とその持分の全部を有する法  
人（株式会社を除く。）又は外国法人

二 法第三十四条第一項の認定特定事業再編事業者  
である株式会社及び特定完全子法人（当該認  
定事業再編事業者である株式会社が発行済株  
式の全部を有する株式会社並びに前号に掲げ  
る法人及び外国法人をいう。以下この号及び  
次項において同じ。）又は特定完全子法人が  
その持分の全部を有する法人又は外国法人

前項第二号の規定の適用については、同号に  
掲げる法人又は外国法人は、特定完全子法人と  
みなす。

（募集事項の通知等を要しない場合）

第二十四条 法第三十四条第一項の規定により読  
み替えて適用する会社法（平成十七年法律第八  
十六号）第二百一十五条第五項に規定する法第百四  
十条第二項に規定する主務省令で定める場合  
は、認定特定事業再編事業者である株式会社が会社  
法第二十一条第三項に規定する期日又は二週間前  
までに、金融商品取引法（昭和二十三年法律第  
二十五号）の規定に基づき次に掲げる書類（同  
項に規定する募集事項に相当する事項をその内

容）を添付して行わなければならない。

容とするものに限る。の届出又は提出をして  
いる場合(当該書類に記載すべき事項を同法の  
規定に基づき電磁的方法により提供している場  
合を含む。)であつて内閣総理大臣が当該期日  
の二週間前の日から当該期日まで継続して同法  
の規定に基づき当該書類を公衆の縦覧に供して  
いるときとする。

- 一 金融商品取引法第四条第一項から第三項ま  
での届出をする場合における同法第五条第一  
項の届出書(同法第七条第一項の訂正届出書  
を含む。)
- 二 金融商品取引法第二十三条の三第一項の発  
行登録書及び同法第二十三条の八第一項の発  
行登録追補書類(同法第二十三条の四第一項  
の訂正発行登録書を含む。)
- 三 金融商品取引法第二十四条第一項の有価証  
券報告書(同法第二十四条の二第一項の訂正  
報告書を含む。)
- 四 金融商品取引法第二十四条の四の七第一項  
の四半期報告書(同法第四項の訂正報告書を  
含む。)
- 五 金融商品取引法第二十四条の五第一項の半  
期報告書(同法第五項の訂正報告書を含む。)
- 六 金融商品取引法第二十四条の五第四項の臨  
時報告書(同法第五項の訂正報告書を含む。)  
(資本金の額)

第二十五条

法第三十四条第一項の規定により読  
み替えて適用する会社法第四百五十五條第一項  
に規定する主務省令で定める額(以下この項に  
おいて「資本金等増加限度額」という。)は、  
第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じ  
て得た額に株式発行割合(法第三十四条第一項  
の規定により発行する株式の数を同項の規定に  
より発行する株式の数及び処分する自己株式の  
数の合計数で除して得た割合をいう。以下この  
項及び次項において同じ。)を乗じて得た額か  
ら第三号に掲げる額を減じて得た額(その額が  
零未満である場合にあつては、零)とする。

- 一 法第三十四条第一項の規定による株式の発  
行又は自己株式の処分をするに際して給付を  
受けた特定株式等の同項の規定により読み替  
えて適用する会社法第九十九條第一項第四  
号の期日(同号の期間を定めた場合にあつて  
は、法第三十四条第一項の規定により読み替  
えて適用する会社法第二百八條第二項の規定  
により給付を受けた日)における価額(次の  
イ又はロに掲げる場合における特定株式等に  
あつては、当該イ又はロに定める額)
- イ 当該株式会社と当該特定株式等の給付を  
した者が共通支配下関係(会社計算規則  
(平成十八年法務省令第十三号)第二条第  
三項第三十二号に規定する共通支配下関係  
をいう。)にある場合(当該特定株式等に  
時価を付すべき場合を除く。)
- ロ イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得  
た額が零以上であるときは、当該額  
イ 法第三十四条第一項の規定により処分す  
る自己株式の帳簿価額
- 二 会社法第九十九條第一項第五号に掲げる  
事項として募集株式の交付に係る費用の額の  
うち、当該認定事業再編事業者である株式会  
社が資本金等増加限度額から減ずるべき額と  
定めた額
- 三 イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得  
た額が零以上であるときは、当該額  
イ 法第三十四条第一項の規定により処分す  
る自己株式の帳簿価額
- ロ 第一号に掲げる額から前号に掲げる額を  
減じて得た額(その額が零未満である場合  
にあつては、零)に自己株式処分割合(一  
から株式発行割合を減じて得た割合をい  
う。以下この条において同じ。)を乗じて  
得た額

2

前項の場合には、法第三十四条第一項の規定  
による株式の発行又は自己株式の処分後の次の  
各号に掲げる額は、同項の規定による株式の発  
行又は自己株式の処分の直前の当該額に、当該  
各号に定める額を加えて得た額とする。

- 一 その他資本剰余金の額 イ及びロに掲げる  
額の合計額からハに掲げる額を減じて得た額  
イ 前項第一号に掲げる額から同項第二号に  
掲げる額を減じて得た額に自己株式処分割  
合を乗じて得た額
- ロ 次に掲げる額のうちのいずれか少ない額
- (1) 前項第三号に掲げる額
- (2) 前項第一号に掲げる額から同項第二号  
に掲げる額を減じて得た額に株式発行割  
合を乗じて得た額(その額が零未満であ  
る場合にあつては、零)
- ハ 法第三十四条第一項の規定により処分す  
る自己株式の帳簿価額
- 二 その他利益剰余金の額 前項第一号に掲げ  
る額から同項第二号に掲げる額を減じて得た  
額が零未満である場合における当該額に株式  
発行割合を乗じて得た額
- 三 第一項の場合には、自己株式対価額(会社計  
算規則第五十條第二項第八号及び第五十八  
條第八号並びに会社法第四百四十六條第二号  
並びに第四百六十一條第二項第二号及び第四  
号に規定する自己株式の対価の額をいう。次項  
において同じ。)は、第一項第一号に掲げる額  
から同項第二号に掲げる額を減じて得た額に自  
己株式処分割合を乗じて得た額とする。
- 四 第二項第一号に掲げる額は、会社計算規則  
第五十條第二項第八号並びに第五十八條第  
八号並びに会社法第四百四十六條第二号及び  
第四百六十一條第二項第二号及び第四号の  
規定の適用については、当該額も、自己株式対  
価額に含まれるものとみなす。
- 五 この条の用語の解釈及び規定の適用に關して  
は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基  
準その他の企業会計の慣行をしん酌しなければ  
ならない。  
(純資産の額)
- 第二十六条 法第三十四条第三項において読み替  
えて準用する会社法第七百九十六條第二項第二  
号に規定する法第七百九十六條第二項に規定する主  
務省令で定める方法は、算定基準日(法第三十  
四條第一項に規定する株式の発行又は自己株式  
の処分に係る募集事項(会社法第九十九條第  
二項に規定する募集事項をいう。)を決定した  
日(当該募集事項を決定した日と異なる時(当  
該募集事項を決定した日時から法第三十四條第  
一項の規定により読み替えて適用する会社法第  
百九十九條第一項第四号の期日又は同号の期間  
の初日までの間の時に限る。))を定めた場合に  
あつては、当該時)をいう。)における第一号  
から第六号までに掲げる額の合計額から第七号  
に掲げる額を減じて得た額(その額が五百万円  
未満である場合にあつては、五百万円)をもつ  
て認定事業再編事業者である株式会社の純資産  
額とする方法とする。
- 一 資本金の額
- 二 資本準備金の額
- 三 利益準備金の額
- 四 会社法第四百四十六條に規定する剰余金  
の額
- 五 最終事業年度(会社法第四百六十一條第二  
項第二号の場合にあつては、同法第四百四十  
一條第一項第二号の期間(当該期間が二以上

ある場合にあつては、その末日が最も遅いも  
の)の末日(最終事業年度がない場合にあ  
つては、認定事業再編事業者である株式会  
社の成立の日)における評価・換算差額等に係  
る額

- 六 新株予約権の帳簿価額
- 七 自己株式及び自己新株予約権の帳簿価額の  
合計額

第二十七条

法第三十四条第三項において読み替  
えて準用する会社法第七百九十六條第三項に規  
定する主務省令で定める数は、次に掲げる数の  
うちいずれか小さい数とする。

- 一 特定株式(法第三十四条第三項において読  
み替えて準用する会社法第七百九十六條第三  
項の行為に係る株主総会において議決権を行  
使することができることを内容とする株式を  
いう。以下この条において同じ。)の総数に  
二分の一(当該株主総会の決議が成立するた  
めの要件として当該特定株式の議決権の総数  
の一定の割合以上の議決権を有する株主が出  
席しなければならぬ旨の定款の定めがある  
場合にあつては、当該一定の割合)を乗じて  
得た数に三分の一(当該株主総会の決議が成  
立するための要件として当該株主総会に出席  
した当該特定株主(特定株式の株主をいう。  
以下この条において同じ。)の有する議決権  
の総数の一定の割合以上の多数が賛成しなけ  
ればならぬ旨の定款の定めがある場合にあ  
つては、一から当該一定の割合を減じて得た  
割合)を乗じて得た数に一を加えた数
- 二 法第三十四条第三項において読み替えて準  
用する会社法第七百九十六條第三項の行為に  
係る決議が成立するための要件として一定の  
数以上の特定株主の賛成を要する旨の定款の  
定めがある場合において、特定株主の総数か  
ら株式会社に対して当該行為に反対する旨の  
通知をした特定株主の数を減じて得た数が当  
該一定の数未満となるときにおける当該行為  
に反対する旨の通知をした特定株主の有する  
特定株式の数
- 三 法第三十四条第三項において読み替えて準  
用する会社法第七百九十六條第三項の行為に  
係る決議が成立するための要件として前二号  
の定款の定め以外の定款の定めがある場合に  
おいて、当該行為に反対する旨の通知をした  
特定株主の全部が同項に規定する株主総会に

において反対したとすれば当該決議が成立しないときは、当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の有する特定株式の数

四 定款で定めた数

(株式を対価とする公開買付けに際しての株式の発行等に関する特例に係る認定の申請)

第二十八条

法第三十四条第一項の規定による特例措置を受けることができる事業再編計画の認定(変更の認定を含む)を受けようとする事業者は、第二十二項各号又は第四十三項第三項の書類に加え、特定公開買付け(法第三十四条第一項の規定により発行する株式又は処分する自己株式を対価とする公開買付け(外国におけるこれに相当するものを含む)をいう)の対価の相当性に関する事項を記載した書類を添付しなければならない。

2 主務大臣は、認定事業再編計画に法第三十四条第一項の株式の発行又は自己株式の処分に関する内容が含まれている場合には、前項の書類を公表するものとする。

(全部取得条項付種類株式の発行及び取得に関する特例に係る認定の申請)

第二十九条

法第三十五条第一項の認定を受けようとする認定事業再編事業者は、様式第三十四による申請書及びその写し各一通、同項第二号に規定する買付け等の価格の算定に当たり参考とした株式の評価について相当の知見を有する第三者による評価書、意見書その他これらに類するものを写し並びに同項他の株式会社定款の写しを、当該認定事業再編事業者の事業再編計画の認定をした主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しには、認定事業再編計画の写しを添付しなければならない。(全部取得条項付種類株式の発行及び取得に関する特例に係る認定)

第三十条

主務大臣は、前条第一項の規定による提出を受けた場合において、法第三十五条第一項各号の定めを照らしてその内容を審査し、同項の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者たる認定事業再編事業者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第35条第1項の規定に基づき認定する。」

2 主務大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十五による

通知書を当該認定事業再編事業者に交付するものとする。

3 主務大臣は、第一項の認定をしようとするときは、当該認定事業再編事業者に法第三十五条第一項の公開買付けに係る公開買付け期間の末日から三月以内に同項の全部取得条項付種類株式の全部を取得するかどうかの確認をするものとする。

4 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、様式第三十六により、法第三十五条第一項の全部取得条項付種類株式の発行に必要な定款の変更の内容及び会社法第七十一条第一項各号に掲げる事項についての定めを、法第三十五条第一項第二号に規定する買付け等の価格の算定に当たり参考とした株式の評価について相当の知見を有する第三者による評価書、意見書その他これらに類するものの写し及び同項他の株式会社定款の定款の写しを添えて、公表するものとする。

(事業再編促進円滑化業務実施方針)

第三十一条

法第四十条第一項の事業再編促進円滑化業務実施方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 事業再編促進円滑化業務の実施体制に関する事項
  - 二 事業再編促進円滑化業務に関する次に掲げる事項
    - イ 貸付けの対象
    - ロ 貸付けの方法
    - ハ 利率
    - ニ 償還期限
    - ホ 据置期間
    - ヘ 償還の方法
    - ト イからへまでに掲げるもののほか、貸付けに関する事項
  - 三 事業再編促進円滑化業務による信用の供与の対象とする貸付けの条件に関する事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、事業再編促進円滑化業務を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項
- (指定金融機関に係る指定の申請等)
- 第三十二条 法第四十一条第二項の規定により指定を受けようとする者(以下「指定申請者」という)は、様式第三十七による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを主務大臣に提出しなければならない。
- 一 定款及び登記事項証明書

二 申請に係る意思の決定を証する書面

三 役員の名及び略歴を記載した書面

四 法第四十一条第一号の金融機関としての行政庁の免許、認可、承認その他これらに類するもの(以下この号において「免許等」という)を受けていることを証する書面、当該免許等の申請の状況を明らかにした書面又はこれらに代わる書面

五 指定申請者が法第四十一条第四項各号に該当しない旨を誓約する書面

六 役員が法第四十一条第四項第三号イ及びロのいずれにも該当しない者である旨を当該役員が誓約する書面

2 主務大臣は、法第四十一条第一項の規定により指定するに当たり、前項各号に掲げる書類のほか必要な書類を提出させることができる。(業務規程の記載事項)

第三十三条

法第四十一条第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 事業再編促進業務の実施体制に関する事項
  - イ 事業再編促進業務を統括する部署に関する事項
  - ロ 事業再編促進業務に係る人的構成に関する事項
  - ハ 事業再編促進業務に係る監査の実施に関する事項
  - ニ 事業再編促進業務を行う地域に関する事項
  - ホ 事業再編促進業務に係る相談窓口の設置に関する事項
  - 二 事業再編促進業務の実施方法に関する事項
  - イ 貸付けの相手方
  - ロ 貸付けの対象となる資金
  - ハ 貸付けの限度額
  - ニ 貸付けの手続及び審査に関する事項
  - 三 貸付けのために必要な事業再編促進円滑化業務による信用の供与の内容に関する事項
  - 四 事業再編促進業務に係る債権の管理に関する事項
  - 五 事業再編促進業務に係る帳簿の管理に関する事項
  - 六 事業再編促進業務の委託に関する事項
  - 七 その他事業再編促進業務の実施に関する事項
- (指定金融機関の商号等の変更の届出)
- 第三十四条 法第四十二条第二項の規定による届出は、様式第三十八による届出書により行わなければならない。

(業務規程の変更の申請等)

第三十五条

指定金融機関は、法第四十三条第一項の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第三十九による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを主務大臣に提出しなければならない。

- 一 変更する規定の新旧対照表
- 二 変更後の業務規程
- 三 変更に関する意思の決定を証する書面(協定に定める事項)

第三十六条 法第四十四条第一項第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 事業再編促進業務の内容及び方法に関する事項
- 二 事業再編促進円滑化業務の内容及び方法に関する事項
- 三 事業再編促進業務に係る債権の管理に関する事項
- 四 その他事業再編促進業務及び事業再編促進円滑化業務の実施に関する事項(帳簿の記載)

第三十七条 法第四十五条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 事業再編促進業務の実施状況
- 二 事業再編促進業務に係る債権の状況
- 三 事業再編促進業務を行うために公庫から受けた事業再編促進円滑化業務による信用の供与の状況

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定金融機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができる。

3 指定金融機関は、帳簿(前項の規定による記録がされた同項のファイル又は磁気ディスクを含む)を、事業再編促進業務に係る債権が弁済その他の事由により消滅した日から起算して五年間保存しなければならない。(業務の休廃止の届出)

第三十八条

指定金融機関は、法第四十七条第一項の規定により事業再編促進業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、様式第四十による届出書に次に掲げる書類を添えて、これを主務大臣に提出しなければならない。

一 休止又は廃止に関する意思の決定を証する書面

二 事業再編促進業務の全部又は一部を廃止しようとする場合にあっては、当該廃止までの日程を記載した書面及び当該廃止後の措置を記載した書面

(申請等の方法)

**第三十九条** 法第四十一条第二項、第四十二条第二項、第四十三条第一項及び第四十七條第一項並びに第三十二条、第三十四条、第三十五条及び前条の規定による主務大臣に対する指定申請書、認可申請書、届出書その他の書類の提出は、財務大臣又は経済産業大臣のいずれかに、正本及びその写し各一通を提出することにより行うことができる。

(内閣総理大臣に通知する場合における通知の經由)

**第四十条** 令第十二条の規定により主務大臣が内閣総理大臣に対して通知を行うときは、金融庁長官を経由するものとする。

**第四章 創業等の支援及び中小企業承継事業再生の円滑化**

**第一節 創業支援事業計画**

**第四十一条** (創業支援事業計画の認定の申請)  
法第三十三条第一項の規定により創業支援事業計画の認定を受けようとする市町村は、様式第四十一による申請書及びその写し各一通を、経済産業大臣を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

2 市町村が実施する創業支援事業と連携して一般社団法人又は一般財団法人(以下この項において「一般社団法人等」という。)が実施する創業支援事業がある場合には、前項の申請書及びその写しの提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一 一般社団法人にあっては定款、役員名簿及び社員名簿、一般財団法人にあっては定款及び役員名簿

二 最近の三期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(設立後三年を経過していない一般社団法人等にあつては、成立後の各事業年度に係るもの)

三 登記事項証明書

四 創業支援事業の実施に関する意思の決定を証明する書類

3 市町村が実施する創業支援事業と連携して特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第

二条第二項の特定非営利活動法人(以下「特定非営利活動法人」という。)が実施する創業支援事業がある場合には、第一項の申請書及びその写しの提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一定款、役員名簿及び社員名簿

二 最近の三期間の事業報告書、貸借対照表及び収支計算書(設立後三年を経過していない特定非営利活動法人にあっては、成立後の各事業年度に係るもの)、最終の財産目録並びに申請の日を含む事業年度における事業計画書及び収支予算書

三 登記事項証明書

四 創業支援事業の実施に関する意思の決定を証明する書類

4 第一項の認定の申請に係る創業支援事業計画の実施期間は、原則として五年を超えないものとする。

(創業支援事業計画の認定)

**第四十二条** 主務大臣は、法第三十三条第一項の規定により創業支援事業計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第四項の定めを照らしその内容を審査し、当該創業支援事業計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として当該市町村に交付するものとする。

「産業競争力強化法第113条第1項の規定に基づき認定する。」

2 主務大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第四十二による通知書を当該市町村に交付するものとする。

(認定創業支援事業計画の変更に係る認定の申請及び認定)

**第四十三条** 法第三十四条第一項の規定により創業支援事業計画の変更を受けようとする認定市町村は、様式第四十三による申請書及びその写し各一通を、経済産業大臣を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しの提出は、認定創業支援事業計画の写しを添付して行わなければならない。

3 第一項の変更の認定の申請に係る創業支援事業計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前

の認定創業支援事業計画に従つて創業支援事業を実施した期間を含め、原則として五年を超えないものとする。

4 主務大臣は、第一項の変更の認定の申請に係る創業支援事業計画の提出を受けた場合において、速やかに法第三十三条第四項の定めを照らしその内容を審査し、当該創業支援事業計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該変更の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として当該認定市町村に交付するものとする。

「産業競争力強化法第114条第1項の規定に基づき認定する。」

5 主務大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第四十四による通知書を当該認定市町村に交付するものとする。

(認定創業支援事業計画の変更の指示)

**第四十四条** 主務大臣は、法第三十四条第三項の規定により認定創業支援事業計画の変更を指示するときは、その旨及びその理由を記載した様式第四十五による書面を当該変更の指示を受け

る認定市町村に交付するものとする。

(認定創業支援事業計画の認定の取消し)

**第四十五条** 主務大臣は、法第三十四条第二項又は第三項の規定により認定創業支援事業計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第四十六による書面を当該認定が取り消される認定市町村に交付するものとする。

**第二節 中小企業承継事業再生計画**

(中小企業承継事業再生計画の認定の申請)

**第四十六条** 法第二十一条第一項の規定により中小企業承継事業再生計画の認定を受けようとする特定中小企業者及び承継事業者(承継事業者となる法人を設立しようとする者を含む。次項及び次条第一項において「申請者」という。)は、共同で(特定中小企業者が承継事業者となる法人を設立しようとする者である場合においては、特定中小企業者は、単独で)、様式第四十七による申請書及びその写し各一通を、経済産業大臣を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しの提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。ただし、第六号に掲げる要件を満たしていることを証する書類を添付する場合には、第十号から第十二号までに掲げる書類を添付することを要しない。

一 申請者の定款の写し、直近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書並びに役員又は社員の名簿、申請者が登記をしている場合には、当該登記に係る登記事項証明書並びに承継事業者を設立しようとする場合には、設立しようとする承継事業者に係る定款の写し、発起人、社員又は設立者の名簿並びに株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類

二 申請者の事業の継続及び再建を内容とする計画並びに当該計画に係る専門家(当該計画に係る法律、税務、金融、企業の財務、資産の評価等に関する専門的な知識経験を有する者をいう。)による調査報告書

三 申請者のうち特定中小企業者の財務の状況が悪化していることを示す書類

四 当該中小企業承継事業再生計画を実施することにより承継事業者の事業が相当程度強化されることを示す書類

五 当該中小企業承継事業再生計画の実施に必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類

六 次に掲げる要件のいずれかを満たしていることを証する書類

イ 当該中小企業承継事業再生計画が、認定支援機関の指導若しくは助言又は特定認定紛争解決手続に基づき作成されていること。

ロ 当該中小企業承継事業再生計画が、民事再生法(平成十一年法律第二二五号)第二条第三号に規定する再生計画(同法第一百七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定が確定したものに限る。)又は会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第二条第二項に規定する更生計画(同法第九十九条第一項の規定による更生計画の認可の決定があるものに限る。)に基づき作成されていること。

ハ イ及びロに掲げるもののほか、当該中小企業承継事業再生計画が、一般に公表された債務処理を行うための手続(破産手続、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)の規定による更生手続及び特別清算に関する手続を除く。)についての準則(公正かつ適正なものと認められるものに限る。)に基づき作成されていること。



画の特定中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長

6 次の各号に掲げる国土交通大臣の権限は、当該各号に定める地方整備局長及び北海道開発局長、地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第一項第十五号、第十八号、第八十六号、第八十七号、第九十一号、第九十三号及び第二百二十八号に掲げる事務並びに同項第八十六号に掲げる事務に係る同項第九号及び第二十二号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。以下この項において同じ。）又は地方航空局長に委任するものとす。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

- 一 創業支援事業計画に関する国土交通大臣の権限 当該創業支援事業計画の市町村の区域を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長、地方運輸局長又は地方航空局長
- 二 中小企業承継事業再生計画に関する国土交通大臣の権限 当該中小企業承継事業再生計画の特定中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長、地方運輸局長又は地方航空局長

7 次の各号に掲げる環境大臣の権限は、当該各号に定める地方環境事務所に委任するものとする。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

- 一 創業支援事業計画に関する環境大臣の権限 当該創業支援事業計画の市町村の区域を管轄する地方環境事務所長
- 二 中小企業承継事業再生計画に関する環境大臣の権限 当該中小企業承継事業再生計画の特定中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方環境事務所長

（実施状況の報告）

第五十四条 認定新事業活動実施者、認定事業再編事業者、認定特定事業再編事業者又は認定中小企業承継事業再生計画に係る承継事業者は、認定新事業活動計画、認定事業再編計画、認定特定事業再編計画又は認定中小企業承継事業再生計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に、認定新事業活動実施者については様式第五十五により、認定事業再編事業者、認定特定事業再編事業者又は認定中小企業承継事業再生計画に係る承継事業者については様式第五十六により、主務大臣に報告をしなければなら

ない。ただし、認定特定事業再編事業者にあつては、その認定特定事業再編計画に係る特定会社が三事業年度連続で営業利益を計上したときは、その翌事業年度以降について当該報告をすることを要しない。

2 前項の報告を受けた主務大臣（認定新事業活動計画に係るものに限る。）は、遅滞なく、当該報告を法第十条第五項の規定による同意をした他の関係行政機関の長に送付するものとする。

3 認定事業者（事業再編に係る資金計画を含む事業再編計画又は特定事業再編に係る資金計画を含む特定事業再編計画の認定を受けた者に限る。次項及び次条各号において同じ。）は、当該資金計画に係る債権放棄について事業再編債権者又は特定事業再編債権者との間で合意した日（以下この項において「債権放棄合意日」という。）以後一月以内の一定の日における財産目録、貸借対照表及び当該一定の日を含む事業年度開始の日から当該一定の日までの損益計算書（事業再編に関連する再建計画又は特定事業再編に関連する再建計画の決定に伴い、一般に公正妥当と認められる会計処理に従つて必要とされる評価損の計上その他適切な会計処理を反映したものに限り。）を、当該債権放棄合意日以後四月以内に主務大臣に提出しなければなら

4 認定事業者は、認定事業再編計画又は認定特定事業再編計画の実施期間中の各事業年度を開始した日以後六月間の実施状況について、原則として当該事業年度が開始した日以後九月以内に、主務大臣に様式第五十七により報告（次項において「半期報告」という。）をし、かつ、各事業年度の四半期ごとの実施状況について、速やかに、主務大臣に様式第五十八により報告をしなければならない。ただし、認定特定事業再編事業者にあつては、その認定特定事業再編計画に係る特定会社が三事業年度連続で営業利益を計上したときは、その翌事業年度以降について当該報告をすることを要しない。

5 第一項の報告及び半期報告には、貸借対照表及び損益計算書（事業再編に係る資金計画を含む事業再編計画又は特定事業再編に係る資金計画を含む特定事業再編計画の報告にあつては、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けているものに限る。）を添付しなければならない。認定中小企業承継事業再生計画に係る承継事業者は、次の各号のいずれかに該当するとき

は、速やかに、様式第五十九に当該各号に掲げる書類を添えて、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

- 一 当該認定中小企業承継事業再生に係る特定中小企業者について特別清算終結の決定が確定したとき 特別清算終結の決定が確定したことを証する書類
- 二 当該認定中小企業承継事業再生に係る特定中小企業者について破産手続終結の決定があつたとき 破産手続終結の決定を証する書類
- 三 当該認定中小企業承継事業再生に係る特定中小企業者の清算が終了したとき 清算終了の登記に係る登記事項証明書

7 認定事業再編事業者、認定特定事業再編事業者又は認定中小企業承継事業再生計画に係る承継事業者は、認定事業再編計画、認定特定事業再編計画又は認定中小企業承継事業再生計画の実施期間において、次に掲げる事実が発生した場合（認定特定事業再編計画についてはその特定会社において発生した場合も含む。）には、速やかに、主務大臣に様式第六十により報告をしなければならない。ただし、認定特定事業再編事業者にあつては、その認定特定事業再編計画に係る特定会社が三事業年度連続で営業利益を計上したときは、その翌事業年度以降について当該報告をすることを要しない。

- 一 当該認定事業再編事業者、当該認定特定事業再編事業者又は当該認定中小企業承継事業再生計画に係る承継事業者以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て若しくは通告がなされたこと
- 二 手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分があつたこと
- 三 主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。）から取引の停止を受けたこと

第五十五条 前条第四項の各事業年度の四半期ごとの実施状況の報告には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 認定事業者の売上上の推移を示す書類
  - 二 認定事業者の有利子負債の残高の推移を示す書類
- （会社法又は民法の特例に関する報告事項）
- 第五十六条 認定事業再編事業者又は認定特定事業再編事業者は、次の各号のいずれかに該当する行為（認定特定事業再編事業者にあつては、第一号、第二号及び第五号に掲げる行為に限る。）をしたときは、第五十四条第一項の報告に、当該各号に掲げる事項について記載した書類を添付しなければならない。
- 一 法第二十九条及び第三十条の規定による現物出資又は財産引受（以下この号において「現物出資等」という。） 当該現物出資等に係る財産の内容及び価額
  - 二 法第三十三条の規定による資本金等の額の減少と同時に同条の併合 当該資本金等の額の減少と同時に同条の併合の内容
  - 三 法第三十四条第一項の規定による株式の発行又は自己株式の処分 当該株式の発行又は自己株式の処分の内容及び同条第三項の規定により読み替えて適用する会社法第七百九十七条の規定による手続の経過
  - 四 法第三十五条第一項の規定による全部取得条項付種類株式の取得 当該全部取得条項付種類株式の取得の内容
  - 五 法第三十六条第一項の規定による事業の譲渡の場合の債権者への催告 当該事業の譲渡の内容

（課税の特例等に関する報告事項）

第五十七条 租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第八十条第一項の登録免許税に係る課税の特例を受けた認定事業再編事業者、認定特定事業再編事業者又は認定中小企業承継事業再生計画に係る承継事業者は、第五十四条第一項に規定する報告に、次の各号に掲げる事項について記載した書類を添付しなければならない。

- 一 登記の内容
- 二 登録免許税の額
- 三 当該特例措置による減免額

2 認定特定事業再編事業者は、次の各号に掲げる事項について、原則としてその認定特定事業再編計画に係る特定会社の各事業年度終了後三月以内に、主務大臣に様式第六十一により報告をしなければならない。ただし、当該特定会社が三事業年度連続で営業利益を計上したときは、その翌事業年度以降について当該報告をすることを要しない。

（課税の特例等に関する報告事項）

第五十七条 租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第八十条第一項の登録免許税に係る課税の特例を受けた認定事業再編事業者、認定特定事業再編事業者又は認定中小企業承継事業再生計画に係る承継事業者は、第五十四条第一項に規定する報告に、次の各号に掲げる事項について記載した書類を添付しなければならない。

- 一 登記の内容
- 二 登録免許税の額
- 三 当該特例措置による減免額

2 認定特定事業再編事業者は、次の各号に掲げる事項について、原則としてその認定特定事業再編計画に係る特定会社の各事業年度終了後三月以内に、主務大臣に様式第六十一により報告をしなければならない。ただし、当該特定会社が三事業年度連続で営業利益を計上したときは、その翌事業年度以降について当該報告をすることを要しない。

- 一 特定会社の名称
  - 二 特定会社の営業利益の額
  - 三 特定会社が三事業年度連続で営業利益を計上したときは、当該営業利益を計上した最後の事業年度終了の日
- 3 主務大臣は、前項の報告を受けた場合において、速やかにその内容を確認し、当該報告の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを確認書として当該認定特定事業再編事業者に交付するものとする。
- 「産業競争力強化法施行規則第57条第2項各号に掲げる事項について報告を受け、同条第3項に基づき確認したことを通知する。」
- (立入検査の証明書)
- 第五十八条** 法第百三十八条第一項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第六十二によるものとする。
- 附則**
- (施行期日)
- 第一条** この命令は、産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)の施行の日(平成二十六年一月二十日)から施行する。
- (産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行規則の廃止)
- 第二条** 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行規則(平成二十一年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号)は、廃止する。
- (公庫の行う事業再構築等促進円滑化業務に関する経過措置)
- 第三条** 法附則第十三条の規定によりなおその効力を有することとされた法附則第四条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第百三十一号。次条において「旧産活法」という。)
- 第二十四条の三第一項に規定する公庫の事業再構築等促進円滑化業務については、前条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行規則(以下この条及び次条において「旧産活法施行規則」という。)
- 第三十七条の二及び第三十七条の七の規定は、この命令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧産活法施行規則第三十七条の二中「法」とあるのは「産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)」附則第十三条の規定によりなおその効力を有すること

とされた同法附則第四条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第百三十一号。以下「旧産活法」という。)

と、第三十七条の七中「法」とあるのは「旧産活法」とする。

(旧産活法第二十四条の五第一項に規定する指定金融機関の行う事業再構築等促進業務に関する経過措置)

**第四条** 法附則第十四条の規定によりなおその効力を有することとされた旧産活法第二十四条の五第一項に規定する指定金融機関の行う同項の事業再構築等促進業務については、旧産活法施行規則第三十七条の三から第三十七条の十一までの規定は、この命令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧産活法施行規則第三十七条の三中「法第二十四条の五第二項」とあるのは「産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)」附則第十四条の規定によりなおその効力を有することとされた同法附則第四条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第百三十一号。以下「旧産活法」という。)

第二十四条の五第二項」と、同条第一項各号及び第三十七条の四から第三十七条の十まで中「法」とあるのは「旧産活法」と、第三十七条の十一中「令」とあるのは「産業競争力強化法施行令(平成二十六年政令第十三号)」附則第五条の規定によりなおその効力を有することとされた同令附則第二条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令(平成十一年政令第二百五十八号)とする。

**附則** (平成二十七年四月三〇日内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号)

この命令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年五月一日)から施行する。

**附則** (平成二十八年四月一三日内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号)

この命令は、公布の日から施行する。

様式第一(第5条関係)

様式第一(第5条関係)

様式第二(第5条関係)

新たな種類の特別措置を講ずることとする旨の通知書

年 月 日

大 臣 名

新たな種類の特別措置を講ずることとする旨の通知書については、下記のとおりです。

(注) 「大臣」名は、最も関係する閣僚による場合は主務大臣とし、関係閣僚の複数による場合は、主務大臣及び関係閣僚の両名を記載する。

記

- 講ずることとする新たな種類の特別措置の内容
- 新たな種類の特別措置の趣旨の経緯
- その他

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第三(第5条関係)

講ずることとする新たな種類の特別措置の旨の公表

- 講ずることとする新たな種類の特別措置の内容
- 新たな種類の特別措置の趣旨の経緯
- その他

(記載事項)

講ずることとする新たな種類の特別措置の趣旨の経緯の公表を行った者の署名と捺印する部分については、これを公表の旨を記載し、署名する。



については特入先企業情報をも示しつつ記載する。

様式第八（第8条関係）

**様式第八**（第8条関係） 新事業活動計画の不認定通知書

年 月 日

主務大臣 名

平成 年 月 日付で認定申請のあった新事業活動計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

【備考】  
用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

【記載事項】  
当該1の条第4項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第九（第8条関係）

**様式第九**（第8条関係） 認定新事業活動計画の内容の公表

1. 認定なしの理由  
2. 認定新事業活動計画実施者名  
3. 認定新事業活動計画の目的  
4. 認定新事業活動計画の内容  
（1）新事業活動に係る事業の内容  
（2）新事業活動の進行計画  
（3）関係の権利関係、新事業活動の中で実施することとなる特許の内容  
5. 新事業活動計画の採択及び採否の理由

【記載事項】  
「4. 認定新事業活動計画の内容」中、認定新事業活動実施者の事業上の秘密に該当する部分については、これを記載の対象として記載しない。

様式第十（第9条関係）

**様式第十**（第9条関係） 認定新事業活動計画の変更認定申請書

年 月 日

主務大臣 名 宛

記

代表者の氏名 宛

平成 年 月 日付で認定を受けた新事業活動計画について下記のとおり変更し、以下の条第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

1. 変更事項  
2. 変更事項の内容

【備考】  
1. 当該申請については、氏名を併記する場合は、押印を捺印することとする。  
2. 当該申請の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。  
3. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

【記載事項】  
変更事項の内容については、変更前と変更後を併記して記載する。

**様式第十一（第9条関係）** 認定新事業活動計画の変更不認定通知書

年 月 日  
 届 主務大臣 様

平成 年 月 日付付で変更認定申請のあった新事業活動計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

届 不認定の理由

【備考】  
 届紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

【記載事項】  
 附第1の表第4項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

**様式第十二（第9条関係）** 変更後の認定新事業活動計画の内容の公表

1. 変更認定をした科目名  
 2. 変更後の認定新事業活動計画の概要  
 3. 変更後の認定新事業活動計画の目標  
 4. 変更後の認定新事業活動計画の内容  
 (1) 新事業活動に係る事業の内容  
 (2) 新事業活動を行う場所の所在地  
 (3) 開始の期日(月)と、新事業活動と併せて実施することを必要とする措置の内容  
 5. 変更後の新事業活動の開始時期及び終了時期

【備考】  
 1. 3. 5. 変更後の認定新事業活動計画の内容、2. 認定新事業活動実施者の事業上の秘密に係る部分については、これを公表の対象として記載しない。

**様式第十三（第10条関係）** 認定新事業活動計画の変更加算の通知書

年 月 日  
 届 主務大臣 様

平成 年 月 日付付で認定をした新事業活動計画については、下記の理由により変更を命じます。

届 変更を加算する理由

【備考】  
 届紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

【記載事項】  
 附第1の表第3項のうち、変更を命ずる理由を具体的に記載する。

**様式第十四（第11条関係）** 認定新事業活動計画の認定取消し通知書

年 月 日  
 届 主務大臣 様

平成 年 月 日付付で認定をした新事業活動計画については、下記の理由により認定を取り消します。

届 認定を取り消す理由

【備考】  
 届紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

【記載事項】  
 附第1の表第3項及び第4項のうち、認定の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。





において、議決権保有割合が100分の40以上となるようは各議決権数引換率を2割増しと算定し、更に算定する金額（内債に引ける金額）の半に相当するものに基づいて、これに算定するもの（有利平等を完全に確保すること。）  
3. 当社は、確定が開始後に行われて下当金が交付する事業の既成の数を越えない様に努める。

様式第十七（第13条関係）

様式第十七（第13条関係）

事業再編計画の不認定申請書

年 月 日

主務大臣 様

平成 年 月 日付で認定申請した事業再編計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

【備考】  
用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

【記載要領】  
前記2.4条第5項のうち、認定をしない理由を高度的に記載する。

様式第十八（第13条関係）

様式第十八（第13条関係）

認定事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日
2. 認定事業者名
3. 認定事業再編計画の目標  
(1) 事業再編に係る事業の目標  
(2) 認定後の成長率や業績目標
4. 認定事業再編計画に係る事業再編の内容  
(1) 事業再編に係る事業の内容  
(2) 事業再編を行う場合の内容  
(3) 関係当事者又は外国関係人に関する事項  
(4) 事業再編が完了した後の内容
5. 事業再編の開始時期及び終了時期
6. 事業再編に伴う関係に関する事項
7. 事業再編に係る競争に関する事項

【記載要領】  
1.、4.、認定事業再編計画に係る事業再編の内容、及び「7. 事業再編に係る競争に関する事項」の、認定事業者の事業内容に関する事項については、これを公表の対象として記載しない。  
2.、4.、（4.）「事業再編に係る競争に関する事項」については、様式第19の別表1の内容を記載する。

様式第十九（第14条関係）

様式第十九（第14条関係）

認定事業再編計画の変更認定申請書

年 月 日

主務大臣 様

平成 年 月 日付で認定を受けた事業再編計画について下記のとおり変更したいので、変更認定申請書と前記第1項の別表1に基づき認定を申請します。

記

1. 変更事項
2. 変更事項の内容

【備考】  
1.、2. 別表1については、氏名を省略する場合、附帯を省略することができ、  
2.、用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

【記載要領】  
変更事項の内容については、変更前と変更後を併記して記載する。

**様式第二十**（第14条関係）  
 認定事業再編計画の変更不認定通知書  
 年 月 日  
 期  
 主務大臣 名  
 平成 年 月 日付で変更認定申請があった事業再編計画については、下記の理由により認定をしないものとします。  
 認  
 不認定の理由  
 (備考)  
 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。  
 (記載範囲)  
 当該第4条第3項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

**様式第二十一**（第14条関係）  
 変更後の認定事業再編計画の内部の公表  
 1. 変更認定した年月日  
 2. 変更後の認定事業再編計画  
 2.1 変更後の認定事業再編計画の目録  
 (1) 事業再編に係る事業の目録  
 (2) 当該認定の理由となる書類目録  
 4. 変更後の認定事業再編計画に係る事業再編の内容  
 (1) 事業再編に係る事業の目録  
 (2) 事業再編を行う範囲の目録  
 (3) 当該事業再編に係る当該認定に係る事項  
 (4) 事業再編を実施するまでの措置の内容  
 5. 変更後の事業再編計画の当該認定に係る事項  
 6. 変更後の事業再編計画に係る当該認定に係る事項  
 7. 変更後の事業再編計画に係る競争に係る事項  
 (記載範囲)  
 1.、1.4.、変更後の認定事業再編計画に係る事業再編の内容、及び7.、変更後の事業再編に係る競争に係る事項、4.、当該認定に係る事業の目録の当該認定に係る事項については、これを公表の標準として記載しない。2.、(1)～(4)の事業再編を実施するための措置の内容については、様式第二十の附録1の内容を記載する。

**様式第二十二**（第15条関係）  
 認定事業再編計画の変更申請の通知書  
 年 月 日  
 期  
 主務大臣 名  
 平成 年 月 日付で認定をした事業再編計画については、下記の理由により変更を指示します。  
 認  
 変更を指示する理由  
 (備考)  
 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。  
 (記載範囲)  
 当該第4条第3項のうち、変更を指示する理由を具体的に記載する。

**様式第二十三**（第16条関係）  
 認定事業再編計画の認定取消し通知書  
 年 月 日  
 期  
 主務大臣 名  
 平成 年 月 日付で認定をした事業再編計画については、下記の理由により認定を取り消します。  
 認  
 認定を取り消す理由  
 (備考)  
 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。  
 (記載範囲)  
 当該第5条第3項及び第3項のうち、認定の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。





様式第二十七（第18条関係）  
認定特定事業再編計画の内部の公表

1. 認定をした年月日
2. 認定事業者名
3. 認定特定事業再編計画の目標
  - (1) 認定特定事業再編計画に係る事業の目標
  - (2) 生活者の向上を目指す取組目標
4. 認定特定事業再編計画に係る特定事業再編計画の内容
  - (1) 認定特定事業再編に係る事業の内容
  - (2) 認定特定事業再編を行う場合の留意
  - (3) 特定会社に関する事項
  - (4) 認定特定事業再編を実施するための留意の内容
5. 認定特定事業再編の開始時期及び終了時期
6. 認定特定事業再編に係る費用に関する事項
7. 認定特定事業再編に係る競争に関する事項

〔記載要領〕  
1. 4. 認定特定事業再編計画に係る特定事業再編計画の内容及び7. 認定特定事業再編に係る費用に関する事項、5. 認定特定事業再編の開始時期及び終了時期、6. 認定特定事業再編に係る費用に関する事項については、二六条の四の二の二に規定する事項として記載しない。  
2. 4. (4) 認定特定事業再編を実施するための留意の内容については、様式第二十五の別表1の内容を記載する。

様式第二十八（第19条関係）  
認定特定事業再編計画の変更認定申請書

年 月 日  
主務大臣 氏 名  
代表者の氏名  
平成 年 月 日付付で認定を受けた認定特定事業再編計画について下記のとおり変更した。以下の記載欄を力量別記載欄として変更し、その理由を記載して認定を申請します。

記  
1. 変更事項  
2. 変更事項の内容

〔備考〕  
1. 認定申請については、氏名を必要とする場合、捺印を義務付けることができる。  
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

〔記載要領〕  
変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第二十九（第19条関係）  
認定特定事業再編計画の変更不認定通知書

年 月 日  
主務大臣 氏 名  
平成 年 月 日付付で認定認定申請があった認定特定事業再編計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記  
不認定の理由

〔備考〕  
用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

〔記載要領〕  
当該認定申請4項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第三十（第19条関係）  
変更後の認定特定事業再編計画の内部の公表

1. 変更認定をした年月日
2. 変更後の認定事業者名
3. 変更後の認定特定事業再編計画の目標
  - (1) 認定特定事業再編計画に係る事業の目標
  - (2) 生活者の向上を目指す取組目標
4. 変更後の認定特定事業再編計画に係る特定事業再編計画の内容
  - (1) 認定特定事業再編に係る事業の内容
  - (2) 認定特定事業再編を行う場合の留意
  - (3) 特定会社に関する事項
  - (4) 変更後の認定特定事業再編を実施するための留意の内容
5. 変更後の認定特定事業再編の開始時期及び終了時期
6. 変更後の認定特定事業再編に係る費用に関する事項
7. 変更後の認定特定事業再編に係る競争に関する事項

〔記載要領〕  
1. 4. 変更後の認定特定事業再編計画に係る特定事業再編計画の内容及び7. 変更後の認定特定事業再編に係る費用に関する事項、5. 変更後の認定特定事業再編の開始時期及び終了時期については、二六条の四の二に規定する事項として記載しない。  
2. 4. (4) 認定特定事業再編を実施するための留意の内容については、様式第二十五の別表1の内容を記載する。

**様式第三十一（第20条関係）**  
 認定特定事業再編計画の変更指示の通知書

期 年 月 日  
 主務大臣 氏 名 部長 氏 名

平成 年 月 日付付で認定をした特定事業再編計画については、下記の理由により変更を指示します。

記  
 変更を指示する理由

【備考】  
 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

【記載要領】  
 添付する添書4種のうち、変更を指示する理由を具体的に記載する。

**様式第三十二（第21条関係）**  
 認定特定事業再編計画の認定取消し通知書

期 年 月 日  
 主務大臣 氏 名 部長 氏 名

平成 年 月 日付付で認定をした特定事業再編計画については、下記の理由により認定取消しを指示します。

記  
 認定取消し指示理由

【備考】  
 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

【記載要領】  
 添付する添書2種及び様式4種のうち、認定の取消しの場合となっているものを具体的に記載する。

**様式第三十三（第21条関係）**  
 認定特定事業再編計画の認定取消しの通知書

1. 認定取消しの年月日  
 2. 認定取消し指示された事業者名  
 3. 認定取消しの理由

【記載要領】  
 認定取消しの理由  
 (1) 添付する添書2種及び様式4種のうち、認定取消しの理由となっているものを具体的に記載する。  
 (2) 事業者が事業上の破綻に陥る可能性があるについては、これを理由の理由として記載しない。

**様式第三十四（第29条関係）**  
 産業競争力強化法第35条第1項に該当する認定申請書

主務大臣 氏 名 部長 氏 名  
 部長 氏 名  
 部長 氏 名  
 代表者の氏名 氏 名

産業競争力強化法第35条第1項の規定に基づき認定を受けた1の1で、別添書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1. 産業競争力強化法第35条第1項の申請書付付の経緯  
 2. 当該申請書が種別別認定の要件を満たす認定申請書である旨の内容  
 (1) 当該申請書の内容及び認定の経緯について  
 (2) 当該申請書の内容及び認定の経緯について  
 (3) 認定申請書について  
 (4) 当該申請書の内容及び認定の経緯について  
 3. 当該申請書が種別別認定の要件を満たす旨  
 (1) 当該申請書が種別別認定の要件を満たす旨  
 (2) 当該申請書が種別別認定の要件を満たす旨  
 (3) 当該申請書が種別別認定の要件を満たす旨  
 4. 産業競争力強化法第35条第1項の規定に基づき認定を受けた年月日

【備考】  
 1. 添付書類については、必要に応じて、添付を要するものとすることができる。  
 2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

【記載要領】  
 1. 第1項(1)においては、他の株式会社(非公開株式会社)を除くは、種別別認定申請書となるための申請書第1項(1)第2項(2)各号に掲げる事項についての定め、同項第3号に掲げる事項については認定申請書の内容及び認定の経緯について認定申請書に記載し、他の株式会社(非公開株式会社)である場合は、同項に掲げる事項についての定めを記載し、必要に応じて、同項の定め(他の株式会社(非公開株式会社)を除く)を記載し、必要に応じて、同項の定め(他の株式会社(非公開株式会社)を除く)を記載する。  
 2. 同項(2)において、同項(1)の1.に、認定申請書(種別別認定申請書)の内容及び認定の経緯(他の株式会社(非公開株式会社)を除く)を記載し、必要に応じて、同項の定め(他の株式会社(非公開株式会社)を除く)を記載する。  
 3. 添付する添書1種各号の項下に該当して記載する。



**様式第三十九**（第35条関係）  
 指定金融機関業務取扱従事許可申請書  
 年 月 日  
 財 務 大 臣 殿  
 経済産業大臣 殿  
 住 居 地  
 代表者の氏名 印

事業再編促進業務に関する規程の変更について認可を求めたため、産業競争力強化法第43条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

1. 変更の目的  
 2. 変更の発効期日  
 3. 変更の理由

（備考）  
 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。

**様式第四十**（第38条関係）  
 事業再編促進業務取扱上届出書  
 年 月 日  
 財 務 大 臣 殿  
 経済産業大臣 殿  
 住 居 地  
 代表者の氏名 印

事業再編促進業務の一環（全部）を中止（廃止）するので、産業競争力強化法第47条第1項の規定により、下記のとおり届出します。

1. 中止（廃止）しようとする事業再編促進業務の範囲  
 2. 中止（廃止）しようとする発効期日  
 3. 中止しようとする理由  
 4. 中止（廃止）の理由

（備考）  
 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。

**様式第四十一**（第41条関係）  
 創業支援事業計画の認定申請書  
 年 月 日  
 主務大臣 殿  
 所轄庁長 殿

産業競争力強化法第113条第1項の規定に基づき、創設の経緯について認定を求めたいので申請します。

（備考）  
 1. 所轄庁が承認する創業支援事業について第112に、所轄庁長が承認する創業支援事業について第113に記述する。

（添付書類）  
 1. 創業支援事業の経緯  
 (1) 創業支援事業の経緯について、第112及び第113に基づき記述する。  
 (2) 経緯の概要を創業計画について記載する旨の書面を添付する。また、その旨の創業支援事業について記載する。

2. 創業支援事業の内容及び実施方法  
 (1) 創業支援事業の内容及び実施方法について、第112及び第113に基づき記述する。  
 (2) 経緯の概要を創業計画について記載する旨の書面を添付する。また、その旨の創業支援事業について記載する。

3. 計画期間  
 (1) 計画期間について、第112及び第113に基づき記述する。  
 (2) 経緯の概要を創業計画について記載する旨の書面を添付する。また、その旨の創業支援事業について記載する。

**欄1**  
 所轄庁が承認する創業支援事業

創業支援事業の計画
(1) 創業支援事業の内容 創業支援事業の内容及び実施方法
(2) 創業支援事業の実施方法 計画期間

(注)  
 1. 経緯の概要を創業計画について記載する場合は、それらも併記して記載する。  
 2. 「創業支援事業の経緯」には、創業支援事業の計画、計画期間の概要の記載を省略し、その経緯の概要を併記するものとする。また、創業支援事業の内容及び実施方法の記載も、併記する場合は、その旨を記載するとともに、併記する内容も併記して記載する。  
 3. 「創業支援事業の内容及び実施方法」には、創業支援事業の内容及び実施方法の概要を併記するものとする。  
 4. 「創業支援事業の計画期間」には、創業支援事業の計画期間の概要を併記するものとする。  
 5. 「計画期間」には、創業支援事業の計画期間の概要を併記するものとする。

欄8 事件以外の内容が記載される創案支援事業

事業の名称	
(1) 発起人の氏名	事業の名称
(2) 住所	
(3) 代表者の氏名	
(4) 連絡先	
創案支援事業の目的	
(1) 創案支援事業の目的	創案支援事業の目的及び実施方法
(2) 創案支援事業の実施方法	
事業期間	

- 注
1. 欄8の創案支援事業について記載する場合は、これを必須欄として記載する。
  2. 「発起人(代表者)」とは、事業の企画立案に係る者(法人、個人)を指す。法人である場合は、法人の代表者(役員)の氏名及び住所を記載する。「発起人」には、発起人以外に、事業の企画立案に係る者(法人、個人)の氏名及び住所を記載する。
  3. 「創案支援事業の目的」には、創案支援事業の目的及び実施方法を記載する。
  4. 「創案支援事業の実施方法」には、創案支援事業の目的及び実施方法を記載する。特に、創案支援事業の目的及び実施方法について、具体的な内容(例えば、事業の企画立案に係る者(法人、個人)の氏名及び住所)を記載する。
  5. 「創案支援事業の実施方法」には、創案支援事業の目的及び実施方法を記載する。特に、創案支援事業の目的及び実施方法を記載する。
  6. 「事業期間」には、事業の開始及び終了を記載する。

様式第四十二(第42条関係)

欄九 創案支援事業計画の不認定通知書

年月日  
 発起人氏名 宛 主務大臣 名  
 平成 年 月 日付付で認定申請があった創案支援事業計画については、下記の理由により認定をしないものとします。  
 記  
 不認定の理由  
 (欄8) 前条の大きさは、日本工業規格A4とする。  
 (記載事項) 法第113条第4項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第四十三(第43条関係)

欄十 認定創案支援事業計画の認定通知書

年月日  
 主務大臣 名 宛 発起人氏名 宛  
 平成 年 月 日付付で認定を引いた創案支援事業計画について下記のとおり認定した。このため、事業計画の認定(法第113条第4項)の認定を申請する。  
 記  
 1. 認定事項  
 2. 認定事項の内容  
 (欄8) 前条の大きさは、日本工業規格A4とする。  
 (記載事項) 認定事項の内容については、認定通知書に記載する。

様式第四十四(第43条関係)

欄十一 認定創案支援事業計画の認定不認定通知書

年月日  
 発起人氏名 宛 主務大臣 名  
 平成 年 月 日付付で認定申請があった創案支援事業計画については、下記の理由により認定をしないものとします。  
 記  
 不認定の理由  
 (欄8) 前条の大きさは、日本工業規格A4とする。  
 (記載事項) 法第113条第4項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。





**様式第五十**（第48条関係）  
 認定中小企業業績事業再生計画の変更不認定通知書  
 年 月 日  
 主務大臣 様  
 平成 年 月 日 付付付で変更認定申請のあった中小企業業績事業再生計画については、下記の理由により認定をしないものとします。  
 認 定  
 不認定の理由  
 (備考)  
 用紙の大きさは、日本工業規格A4とす。  
 (記載事項)  
 法第211条第4項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

**様式第五十一**（第49条関係）  
 認定中小企業業績事業再生計画の転換不届出書  
 年 月 日  
 主務大臣 様  
 (特定中小企業者)  
 認 定  
 代表者の氏名  
 (業績事業者)  
 認 定  
 代表者の氏名  
 認 定  
 代表者の氏名  
 認 定  
 平成 年 月 日 付付付で認定をされた中小企業業績事業再生計画について、下記の理由により転換不届出をされたので、産業界の活性化法第212条第2項の規定に基づき取り消します。  
 認 定  
 1. 転換不届出事項  
 2. 転換不届出事項の内容  
 (備考)  
 1. 転換不届出については、産業界の活性化法第212条第2項の規定に基づき取り消すことができる。  
 2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とす。  
 (記載事項)  
 1. 転換不届出事項の内容については、変更前の認定後を以て記載する。  
 2. 認定を申請して不届出をした中小企業者又は認定中小企業業績事業再生計画の転換不届出の届出が提出された日から、当該届出が産業界の活性化法第212条第2項の規定に基づき取り消される前に行われることとして、当該事業者の住所、所在地及び代表者の氏名を記載する。  
 3. 認定中小企業業績事業再生計画に基づいて業績事業を継続した旨については、特定中小企業者の住所、名称及び代表者の氏名を記載する。

**様式第五十二**（第50条関係）  
 認定中小企業業績事業再生計画の変更届出の通知書  
 年 月 日  
 主務大臣 様  
 平成 年 月 日 付付付で認定をした中小企業業績事業再生計画については、下記の理由により変更を届出します。  
 認 定  
 変更を届出する理由  
 (備考)  
 用紙の大きさは、日本工業規格A4とす。  
 (記載事項)  
 法第211条第4項のうち、変更を届出する理由を具体的に記載する。

**様式第五十三**（第51条関係）  
 認定中小企業業績事業再生計画の認定届出の通知書  
 年 月 日  
 主務大臣 様  
 平成 年 月 日 付付付で認定をした中小企業業績事業再生計画については、下記の理由により認定を取り消します。  
 認 定  
 認定を取り消す理由  
 (備考)  
 用紙の大きさは、日本工業規格A4とす。  
 (記載事項)  
 法第211条第5項及び第4項のうち、認定の取り消しの理由となっているものを具体的に記載する。

様式第五十四 (第52条関係)

認定中小企業事業継承者育成計画に係る事業計画書
主務大臣 氏 名
年 月 日
信 用
社 会
代表者の氏名 姓 名

平成 年 月 日付付で認定を受けた認定中小企業事業継承者育成計画に係る事業計画書
1. 事業計画の目的の達成状況
2. 認定中小企業事業継承者育成計画の進捗状況

備考
1. 認定期間については、氏名を記載する場合、期日を記載することとする。
2. 期日の欠きは、日本企業規模A 4とする。

【記載事項】
1. 事業計画の目的の達成状況
2. 認定中小企業事業継承者育成計画の進捗状況
3. 認定中小企業事業継承者育成計画の進捗状況
4. 認定中小企業事業継承者育成計画の進捗状況

様式第五十五 (第54条関係)

平成 年度における認定新事業創出計画の実施状況報告書
主務大臣 氏 名
年 月 日
信 用
社 会
代表者の氏名 姓 名

平成 年 月 日付付で認定を受けた認定新事業創出計画の平成 年度の実施状況を
報告する報告書です。
1. 新事業創出の目的の達成状況
2. 認定中小企業事業創出計画の進捗状況

備考
1. 認定期間については、氏名を記載する場合、期日を記載することとする。
2. 期日の欠きは、日本企業規模A 4とする。

【記載事項】
1. 新事業創出の目的の達成状況
(1) 新事業創出計画の進捗状況
(2) 認定中小企業事業創出計画の進捗状況
(3) 認定中小企業事業創出計画の進捗状況
(4) 認定中小企業事業創出計画の進捗状況

Table with 3 columns: 項目, 計画, 実績. Rows include 認定中小企業事業創出計画, 認定中小企業事業創出計画, 認定中小企業事業創出計画.

様式第五十六 (第54条関係)

平成 年度における認定新事業創出計画 (認定新事業創出計画) (認定中小企業事業
継承者育成計画) の実施状況報告書
主務大臣 氏 名
年 月 日
信 用
社 会
代表者の氏名 姓 名

平成 年 月 日付付で認定を受けた新事業創出計画 (認定新事業創出計画) (中小企業
事業継承者育成計画) の平成 年度の実施状況を下記のとおり報告します。
1. 認定新事業創出計画 (認定新事業創出計画) (認定中小企業事業継承者育成計画) の目的の達成状況
2. 認定新事業創出計画 (認定新事業創出計画) (認定中小企業事業継承者育成計画) の進捗状況
3. 認定新事業創出計画 (認定新事業創出計画) (認定中小企業事業継承者育成計画) に係る関係する事

備考
1. 認定期間については、氏名を記載する場合、期日を記載することとする。
2. 期日の欠きは、日本企業規模A 4とする。

【記載事項】
1. 認定新事業創出計画 (認定新事業創出計画) (認定中小企業事業継承者育成計画) の目的の達成状況
(1) 認定新事業創出計画 (認定新事業創出計画) (認定中小企業事業継承者育成計画) の進捗状況
(2) 認定新事業創出計画 (認定新事業創出計画) (認定中小企業事業継承者育成計画) の進捗状況
(3) 認定新事業創出計画 (認定新事業創出計画) (認定中小企業事業継承者育成計画) の進捗状況

- (4) 中小企業投資育成株式会社による出資等を受けた報告には、次の項を記載する。
  - (5) 株式会社日本政策投資銀行からの出資等を受けた報告には、次の項を記載する。
  - (6) 特定事業再編計画においては、認定受取事業再編審査委員、再編事業等認定審査委員、認定審査員及び認定審査員等による認定審査の結果を記載する。
3. 事業再編計画（特定事業再編計画）（中小企業再編事業再生計画）に準ずる内容に関する事項について、評議士承認後5年以内で記載する。(4)。(5)及び(6)については、最終審査の報告において当該期間経過後の状況を記載する。
- (1) 事業再編計画（特定事業再編計画）（中小企業再編事業再生計画）の開始時期の提案理由。
  - (2) 中小企業再編事業再生計画については、承認審査者が承認した事項に該当する従業員数。
  - (3) 当該事業再編計画の提案理由。
  - (4) 当該事業再編計画、事業再編計画（特定事業再編計画）（中小企業再編事業再生計画）に準ずる再編計画。
  - (5) 認定受取、認定再編された従業員数。
  - (6) 事業再編計画（特定事業再編計画）（中小企業再編事業再生計画）に準ずる再編事業等に関する説明。上記記載は当該事業再編計画。

認定した事業再編計画（特定事業再編計画）（中小企業再編事業再生計画）の内容及び経過

認定した事業再編計画の名称	計画	経過
認定再編計画		

様式第五十七（第54条関係）

様式第五十七（第54条関係）

認定 年度における認定事業再編計画（認定特定事業再編計画）の中間実施状況報告書

主務大臣 氏 名 年 月 日

代表者の氏名 任 務

認定 年 月 日 行方不明認定を受けた事業再編計画（特定事業再編計画）の認定 年度（平成22年度）の中間実施状況の報告書です。

認定 年 月 日 行方不明認定を受けた事業再編計画（特定事業再編計画）の認定 年度（平成22年度）の中間実施状況の報告書です。

- 1. 事業再編計画（特定事業再編計画）の目的達成状況
- 2. 実施した事業再編計画（特定事業再編計画）の内容及び経過を受けた支援措置の内容
- 3. 事業再編計画（特定事業再編計画）に準ずる内容に関する事項

- (備考)
- 1. 認定再編計画については、氏名を任意する場合は、欄外を省略することができます。
- 2. 面積の大きさは、日本工業規格A4とします。

(記載要領)

- 1. 事業再編計画（特定事業再編計画）の目的達成状況
- (1) 事業再編計画（特定事業再編計画）に係る事業の目的達成状況を要約的に記載する。
- (2) 認定再編計画の目的達成状況を要約的に記載する場合は、当該認定再編計画の目的達成状況を要約的に記載する。
- (3) 認定再編計画の目的達成状況を要約的に記載する場合は、当該認定再編計画の目的達成状況を要約的に記載する。

- 2. 実施した事業再編計画（特定事業再編計画）の内容及び経過を受けた支援措置の内容については、次の事項により、認定再編計画の内容及び経過を受けた支援措置の内容について記載する。
- (1) 認定再編計画の内容及び経過を受けた支援措置の内容について記載する。
- (2) 認定再編計画の内容及び経過を受けた支援措置の内容について記載する。
- (3) 認定再編計画の内容及び経過を受けた支援措置の内容について記載する。

- 3. 事業再編計画（特定事業再編計画）に準ずる内容に関する事項については、評議士承認後5年以内で記載する。

様式第五十八（第54条関係）

様式第五十八（第54条関係）

認定 年度における認定事業再編計画（認定特定事業再編計画）の中間実施状況報告書

主務大臣 氏 名 年 月 日

代表者の氏名 任 務

認定 年 月 日 行方不明認定を受けた事業再編計画（特定事業再編計画）の認定 年度（平成22年度）の中間実施状況の報告書です。

認定 年 月 日 行方不明認定を受けた事業再編計画（特定事業再編計画）の認定 年度（平成22年度）の中間実施状況の報告書です。

- 1. 認定再編計画
- 2. 認定再編計画の目的達成状況

- (備考)
- 1. 認定再編計画については、氏名を任意する場合は、欄外を省略することができます。
- 2. 面積の大きさは、日本工業規格A4とします。

(記載要領)

- 1. 認定再編計画
- (1) 認定再編計画の内容及び経過を受けた支援措置の内容について記載する。
- (2) 認定再編計画の内容及び経過を受けた支援措置の内容について記載する。
- (3) 認定再編計画の内容及び経過を受けた支援措置の内容について記載する。

様式第五十九（第54条関係）

様式第五十九（第54条関係）

認定中小企業再編事業再生計画に係る特別調査結果報告書

主務大臣 氏 名 年 月 日

代表者の氏名 任 務

認定 年 月 日 行方不明認定を受けた中小企業再編事業再生計画の認定に当たり、最終審査の認定再編計画第34条第6項規定に基づき認定された事項の報告書です。

認定 年 月 日 行方不明認定を受けた中小企業再編事業再生計画の認定に当たり、最終審査の認定再編計画第34条第6項規定に基づき認定された事項の報告書です。

- (備考)
- 1. 認定再編計画については、氏名を任意する場合は、欄外を省略することができます。
- 2. 面積の大きさは、日本工業規格A4とします。

(記載要領)

- 本報告書は認定再編計画第34条第6項規定に基づき認定された事項について記載する。

様式第六十（第54条関係）

平成 年 月 日付にて認定を受けた事業再編計画（特定事業再編計画）（認定中小企業再編事業再編計画）の進捗状況報告書

主務大臣 氏 名 〇〇 〇〇 〇〇  
 代表者の氏名 〇〇 〇〇 〇〇

平成 年 月 日付にて認定を受けた事業再編計画（特定事業再編計画）（中小企業再編事業再編計画）の進捗に当たり、下記の内容が発生したため報告します。

事 〇〇 〇〇 〇〇  
 発生した事項

【備考】  
 1. 記名欄については、氏名を必要とする場合、欄外を参照することになります。  
 2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。

【記載箇所】  
 本欄は様式第54条第3項各号に掲げる事項に照らして記載する。

様式第六十一（第57条関係）

認定特定事業再編計画の特定会社に係る報告事項及び確認書

産業競争力強化法施行規則第57条第2項に規定する報告事項

主務大臣 氏 名 〇〇 〇〇 〇〇  
 代表者の氏名 〇〇 〇〇 〇〇

1. 特定会社の名称

2. 特定会社の投資額の内訳

認定の事業年度	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	認定 年 月 日
投資額の内訳				
投資額の内訳				
投資額の内訳				

3. 特定会社が3事業年度連続で投資額を計上したときは、当該投資額を計上した最初の事業年度からの

平成 年 月 日

産業競争力強化法施行規則第57条第3項に規定する確認書

主務大臣 氏 名 〇〇 〇〇 〇〇

平成 年 月 日付にて第57条第3項各号に掲げる事項について報告を受け、同条第3項に基づき確認したことを通知する。

【備考】  
 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。

様式第六十二（第58条関係）

認定特定事業再編計画の特定会社に係る報告事項及び確認書

主務大臣 氏 名 〇〇 〇〇 〇〇  
 代表者の氏名 〇〇 〇〇 〇〇

産業競争力強化法第58条第1項による収入税表

（発行 者） 〇〇 〇〇 〇〇

産業競争力強化法第58条第1項

第58条第1項 主務大臣は、この法律を施行するための必要があるときは、認定事業再編計画から事業再編計画に際し、報告を受けるべき、又はその報告に、認定事業再編計画の策定者若しくは策定者等に当たる人、経営者、関係者の間の関係性を明らかにすることを要する。

2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100.

【備考】用紙の大きさは、日本工業規格B5とします。